

# 母なる大地の保護と擁護のための規範的原則

ガブリエラ・ドゥラン（在日ボリビア大使館二等書記官）

2022年9月29日

## 国際母なる地球デー（決議 A/RES/63/278 - 国連）

ボリビア多民族国は、4月22日、「国際母なる地球デー」を祝います。国際貢献の一環として、ボリビアは国連に「母なる地球デー」を提案することができました。環境デーや惑星デーという言葉はありますが、これらの言葉では、先祖伝来の宇宙という観点の「母」の意味と深さを説明することはできません。

13年前、国連総会はボリビア多民族国が主導した決議 A/RES/63/278 により、「国際母なる地球デー」を宣言しました。その結果、人間中心主義から脱却し、母なる地球とその生態系を認識できるようになりました。

この決議案は、ボリビア多民族国が最初に提案し、他の49カ国が共同提案したものです。

母なる大地とは、私たちの住む地球を指す言葉として多くの文化圏で一般的に使われている表現で、私たち人類と他の生物種、そして私たち全員が住む地球との間の相互依存関係を意味しています。

パチャママ（母なる大地）は、先住民の理念としては別の文脈と概念があり、まず大地は母であり、したがって母なる大地に住む存在である私たちは大地の子供であり、私たちを取り巻くものとの関係があります。母なる大地は、私たちが土地を所有することも、売ることも、搾取することもできないことを意味しています。

母なる大地は生き物です。したがって、母なる大地は、なかでも、感じ、呼吸し、再生し、休息する必要があることを私たちは知らなければなりません。ですから、私たちの指針に「母なる大地への敬意と配慮」が定められているのであれば、それを考慮した原則を考える必要があります。

ボリビア政府は、前述の決議により、母なる大地と調和した生活を送るための条件、経験、原則について、意見や観点について意見交換する「双方向対話」を毎年数回開催することができました。

さらにボリビアは、さまざまな場で母なる大地の存在を認め、パリ協定への挿入

を実現し、母なる大地の権利の尊重を、責任を持って担うために、「母なる大地の権利に関する国連宣言」の採択が、緊急に必要であると提唱しました。

その意味で、ボリビアは、より良い共通の運命を求める行動に参加するために、2016年に設立された「自然との調和信託基金」への拠出も呼びかけました。

4月22日を「国際母なる地球デー」と宣言したのは、地球とその生態系が、私たちの生存を通じて生命と生計を与えてくれていることを認識するためです。また、1992年のリオ宣言にあるように、現在と将来の世代の経済・社会・環境のニーズを正しく均衡させるために、自然や地球との調和を促進する責任を認識することでもあります。

この極めて重要な日4月22日は、地球とそれを支えるすべての生命の幸福を確保するために、私たちが直面している課題について、世界の人々の意識を高める良い機会となります。

「国際母なる地球デー」が国連総会で採択されたことは、私たちが直面している現在の状況において、特に重要な意味を持ちます。科学者が指摘するように、私たちが環境に与えている損害が取り返しのつかないことになる曲がり角に近づきつつあります。あるいは、おそらくすでに到達しているのかもしれませんが、私たちは、地球上のすべての生命を支えている脆弱な生態系を破壊するにつれて、どうしようもない衰退の未来に直面するのかもしれませんが、今、私たちに問われているのは、この衰退をいかに遅らせるか、最善の場合、いかに反転させて地球を健全な状態に戻すかです。

また、私たちが愛する母なる地球に与えている深刻な損害について、私たちの集団の意識の転換期が近づいています。私たちは今、陸と海の生物多様性の奇跡的な複雑さとそのもろさを認識しています。

このプレゼンテーションを通して、私たちは「母なる地球デー」に特別な希望のメッセージを送りたいのです。私たちは、人々と地球の幸福に注意を払い、減少しつつある資源を適切に管理することは、共有の責任であると認識しています。何はともかく、母なる大地は、生命と私たち人間を育み、支えているのですから。私たちは、姉妹や兄弟として、それぞれの番に当たるとき、母なる地球を大切にしなければならないのです。今一度、私たちは「良き管理人」になろうではありませんか。私たちは、あらゆる困難にもめげず、自然との深い関係を維持してきた先住民の知恵に耳を傾けましょう。

不公正な貿易政策や強欲なアグリビジネスによって困窮に追い込まれることなく、持続可能な農法によって、私たちに健康な食品を提供し続けることができる

何億もの小規模な食品生産者を支援しようではありませんか。今日の私たちの決断は、私たちを自滅に近づけてきた支配的な考え方を変えるための象徴的な一歩なのです。

### **国内規制の枠組み**

ボリビアでは、国の枠組みの中で、母なる大地の管理と保護に関する法律が大きく前進しています。

- 国の政治憲法
- 法律第 071 号、母なる大地の権利
- 法律第 300 号 安寧に生きるための母なる大地と統合的発展の枠組み法
- 政令第 1696 号 母なる大地の多民族国家規範
- 政令第 2389 号 政令第 1696 号の修正
- 気候変動に関する多民族政策

### **国の政治憲法**

国の政治憲法。 国の政治憲法（CPE）は、「健康な環境に対する権利」を認め、その管理と保護のための指針を盛り込み、この法律に基盤となった「母なる大地」を尊重し保護する意志と精神を強調しています。

国の本質的な目的および機能（第 9 条）には、現在及び未来の世代のために、さまざまな次元とレベルの生産基盤の開発と強化、および環境の保全を通じて、天然資源の責任ある計画的な利用を促進および保障し、その産業化を促進することが含まれています。環境に対する権利がすべての人々の集合的かつ基本的な権利であるという性質が前面に押し出され、今後とも諸民族、先住民、農民が同じように、生態系を適切に管理し利用しながら、健全な環境の中で生活する権利を享受することが確認されています（第 30 条、第 2 項、第 10 号）。

### **母なる大地の権利に関する法律（ボリビア多民族国法律第 071 号）**

ボリビアは、その憲法の新しい路線に従って、「母なる大地法」を提案し、2010 年 12 月 21 日に承認されました。この法律は、「母なる大地の権利、およびこれらの権利の尊重を確保するための多民族国家と社会の義務と責務を認める」ことを目的としています。

わが国は、母なる大地が権利を持つ存在であり、国家は母なる大地に対して義務を負い、その権利の実現を保証しなければならないとした最初の国です。

この法律は、人間は、すべての人との共存、特に私たちの行動が母なる大地に与える影響を考慮するならば、単独では生きられず、決定することもできないことを認めています。

この法律では、以下の権利が認められています。

- 生命の権利
- 生命の多様性の権利
- 水の権利
- 均衡の権利
- 修復の権利
- 公害のない生活を送る権利

母なる大地法では、母なる地球を「すべての生命体系と生物の不可分の共同体からなる生き生きとした生命体系であり、相互に関連し、依存し、相互補完的で、共通の運命を共有している」と定義しています。先祖代々の人々にとって、母なる大地は神聖なものであり、私たちと母なる大地との関係はすべてこの世界観に基づいて表現されているのです。

ボリビアが「母なる大地法」を承認したことは、さまざまな政策がこの法律に合致し、母なる大地の均衡を尊重することが優先されなければならないことを意味しています。このような政策は、国家の領域を超えて、生命の尊重を促進し、先祖の民族の教えを取り入れて、生命との異なる関わり方を促進する国際政策を生み出さなければなりません。

国の義務のひとつは、地球規模の気候変動の構造的な原因から母なる地球を守るための政策を発展させることです。

### 法律第 300 号、安寧に生きるための母なる大地と統合的発展に関する枠組み法

これは、ボリビアの気候変動政策の基礎となる最も重要な法的枠組みです。この法律は、母なる地球の環境機能の非商業化、権利・義務・責務の両立性と補完性、気候の正当性、知識の交換、母なる地球のすべての生き物の間の補完性と均衡など、気候変動政策の基本原則を取り入れています。

同法の最も重要な側面のひとつは、母なる大地の権利、ボリビア国民がその統合的発展、多民族、農民先住民の権利を通じて「安寧に生きる」ためのボリビア国民の権利、また、ボリビア国民が物質的、社会的、精神的貧困から解放されて生きる権利、ならびに環境の機能及び母なる大地の諸要素の非商業化、生命体系の採択能力の強化など、両立性と相互依存性を持った権利の補完性の観点です（第 9 条）。

母なる大地の多民族国家政府は、この法律で、国および地方レベルの環境規制を支援して、「安寧に生きる」、「母なる大地」、「統合的開発」という 3 つの基本的側面を明確にしています。したがって、ボリビアの現実に即した「統合的開発」を「安寧に生きる」から分離するのではなく、むしろ「安寧に生きる」を達成す

るための中間段階として推進することを決定しているのです。

すなわち、「統合的発展」と「安寧に生きる」は、2つの並行した道ではなく、同じ道の一部であり、前者の行動が、最終目的である後者の達成に役立つと考えられているのです。しかし、このような関連の過程が促進されるのは、母なる大地の周りにおいてです。といたしますのは、母なる大地が、自然と人間を関連づけるからです。統合的開発とは、人々と社会の「安寧に生きる」を促進し強化する物質的・精神的条件を創造・強化するための統合的な措置と行動（経済、社会、精神、環境、文化、物質など）を実施することです。したがって、開発とは欧米流の進歩と同義語の発展ではありません。逆に、これらの措置や行動は、人々の現実に文化的に適切でなければならず、彼らの文化に対応し、教育的なつながりを築くもの、つまり、公平で公正かつ協力的な社会の基礎を築く建設的な行動や態度でなければならぬと規定されています。

気候変動との関連では、この法律は、緩和策と適応策は、母なる大地における調和の構築、気候変動に関連する国家と先住民の実践、知識、体験の回復と強化を指向しなければならないとしています（第32条）。

#### **法律第777号 国の統合計画体系**

国の統合的計画体系（SPIE）は、母なる大地と調和した統合的開発を通じて、「安寧に生きる」ことを構築することをその視野としています。

統合的計画体系 SPIE 法は、安寧に生きるための統合開発という観点から、部門別計画と統合開発計画を明確にし、生命体系、気候変動、リスク管理への横断的アプローチを取り入れた新しい計画システムを確立しています。したがって、部門別開発計画や地域の開発計画は、適切な緩和と適応の過程を含む気候変動対策の観点と切り離すことはできません。

統合的計画体系 SPIE は、統合的な開発のための地域計画の枠組みの中で、持続可能な生産体系、極度の貧困の撲滅、母なる地球の環境機能と構成要素の保護と保全を同時にかつ補完的に達成するために、母なる地球の生命体系の管理の促進を、相当する異なる領域と管轄権の領域において適切に定めています。

また、リスク管理と気候変動管理を統合的に計画に組み入れ、社会と自然の回復力を強化します（第10条）。

このように、ボリビアでは、総合開発のための地域計画は、気候変動が社会や自然に及ぼすプラスとマイナスの影響についての計画を離れては理解できません。

#### **結論**

本来の先住民のパラダイムから提案されていることは、単なる法律分野の改革を超えて、生活関係の構造的な変化なのです。人間同士の関わり方だけでなく、本来は人間と自然との関わり方の論理なのです。法律、教育、健康、食、政治、社会などの分野に加え、さまざまな分野に適用される概念の変化を提案する、祖先の宇宙観に基づく提起です。

法的な面では、「生活文化」の検討に基づく新しい法律の創設と体系化を意味し、本来の先住民の宇宙観の先祖伝来の法的構造から、生活の新しい指針を可能にする新しい法的構造を再構築することです。この新しい構造は、ボリビアだけでなく全世界で経験している新しい状況の下で、さまざまな側面を考慮しなければなりません。気候変動の影響は、「現代文明」の計画が継続できないことを物語っています。したがって、この「現代社会」の現在の法体系で規制を続けることは、実現不可能です。

これまでのところ、この新しい概念は、ボリビア政治憲法を含めて、2つの規制を生み出しました。これらは、先住民の政治的勝利を構成する重要なステップです。しかし、これだけでは不十分です。次のステップは、国際的な統合機構を通じて、「母なる大地の権利」の指針のもと、人間同士の調和だけでなく、自然との調和も規制できる新しい法的構造を設計し、体系化することです。